

第7章 保存活用方針

1 保存活用の基本理念

(1) 基本理念

本市の歴史ストーリーの特徴を踏まえ、歴史文化資源の保存活用に関する基本理念を以下のとおり設定します。

【基本理念】

歴史をつなぎ 未来を拓き 新しいまちのストーリーをみんなで作ろう

【基本理念に込められた思い】

那須野が原の不毛な原野にあって、先人たちは、過酷な自然環境と闘いながら、今日の暮らしを支える緑豊かな那須野が原を作り上げました。その物語を伝える歴史文化資源が、今もわたしたちのまわりに残されています。

こうした歴史文化資源の保存と継承を通じて、先人の不屈の開拓精神を受け継ぐとともに、多様な主体により歴史文化資源を活用することによって、新しいまちづくりの物語を紡いで行きます。

(2) 基本的な考え方

歴史文化資源の保存と活用の両立

歴史文化資源を観光振興や地域活性化に活用する際、適切な保存・管理のもとに行われるのが理想です。しかし、保存を重視するあまり活用が制限されすぎてしまうと、歴史文化資源に対する理解が得られないことにもつながります。

一方で、活用ばかりが重視されてしまうと、歴史文化資源の保存状態が悪化し、最悪のケースでは破壊につながる恐れもあります。

そのため、まずは「保存」が大前提ではあるものの、活用することによって「守っていく」という意識を醸成し、保存につなげていくという好循環を生み出すことが重要となります。

2 保存活用方針

(1) 歴史文化資源の継続的な調査・研究

- 地域に眠る歴史文化資源は多種多様にあることから、これまでの調査を補完する継続的な調査を進め、歴史文化資源の全市的な把握に努めます。
- 指定文化財においては、その価値を未来に継承していくために、定期的なモニタリング調査を行うとともに、所有者・管理者へのきめ細かい支援を行います。
- 歴史文化資源の調査・研究の拠点として、博物館の充実を図ります。

(2) 歴史文化資源の価値の共有

- 現代社会においては様々な情報伝達手段があることから、的確な媒体を活用した情報提供を行い、歴史文化資源の価値を分かりやすく伝えるとともに、目に見えない歴史文化資源の可視化を図ります。
- 本構想で定めた歴史ストーリーと関連文化財群を活用することで、本市の魅力を一体的に伝え、観光振興につなげるとともに、歴史文化資源の周辺環境の整備を図ります。
- 歴史文化資源のデジタル化・データベース化を検討します。

(3) 多様な主体が関わる推進体制の構築

- 人口減少・少子高齢化により社会が変化する中で、歴史文化資源を次代に受け継いでいくために、文化財の所有者、文化財保存団体、観光関係者、自治会、コミュニティ、NPOなどが有機的に関わる持続的な推進体制を構築します。
- 行政においては、歴史文化資源を観光や景観づくり等に活用できるよう、関係部局の連携を強化するとともに、市町の枠を越えた連携により、魅力的な地域づくりを進めます。

(4) 生涯学習・学校教育との連携

- 歴史ストーリーや関連文化財群を活用し、地域に生まれ学ぶ児童生徒に向けて、共有の財産である歴史文化資源を分かりやすく伝えることで、歴史文化資源を支える人材を育成するとともに、魅力を伝えることのできる指導者の養成を図ります。
- 地域と学校の連携により、地域特有の歴史文化資源の保存活用を図るとともに、地域における交流拠点として、公民館の充実を図ります。
- 学校における体験学習の拠点として、博物館の充実を図ります。
- 柔軟な思考を持つ若い世代である高校生や大学生と連携し、歴史文化資源の新たな活用について検討します。

第8章 今後の取組

1 事業化に向けての方針

本構想は、本市に存在する様々な歴史文化資源を把握し、地域特性などを踏まえつつ一体的に整理し、長期的な歴史文化資源の保存活用方針を示したものであり、方針を実現するための具体的な事業化に向けては、多様な主体が関わる推進体制を構築するとともに、関係部局と連携していくことが重要となります。

また、平成 30 年(2018) 6 月の文化財保護法改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることが提唱されました。具体的には、文化財の保存・活用に関する総合的な計画となる「文化財保存活用地域計画」を作成し、国の認定を申請できるようになりました。

この文化財保存活用地域計画には「文化財の保存・活用に関する措置」として、計画期間中に実施する保存活用の取組について、可能な限り実施時期や実施主体、財源を明確にして記載することが求められていることから、本構想策定後に文化財保存活用地域計画の策定に着手し、具体的な取組内容について検討するとともに、本市の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などと連動させ、事業化を図っていきます。

■ 法改正により文化財保存活用地域計画として追加された事項

	% \$

